

警視庁生活安全部長
各道府県警察（方面）本部長 殿
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警察庁丁人少発第1112号
令和7年12月2日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進について（通達）

SNSに起因して性犯罪等の被害にあった児童数は高水準で推移しており、未成年者誘拐をはじめとした重要犯罪被害への発展も後を絶たない。

こうした状況に対応するため、これまで、「SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進について（通達）」（令和4年12月2日付け警察庁丁人少発第751号。以下「旧通達」という。）により、児童の保護を図ってきたところ、SNS上の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みの種類は多岐にわたっており、より一層適切に対応していくため、旧通達を改正することとしたので、下記のとおり効果的な推進に努められたい。

なお、本通達は、警察庁刑事局捜査第一課及びサイバー警察局サイバー企画課と協議済みである。

また、旧通達は令和8年1月31日をもって廃止する。

記

1 注意喚起・警告活動の実施要領

(1) 実施主体

原則警察本部少年担当課とするが、各所属の組織規模その他の実情に即した所属が実施すること。

(2) 対象とするSNS

X（旧Twitter）及び他のSNSとする。

ただし、他のSNSについては、各都道府県の実情（当該SNSに起因する性被害等の発生状況等）に応じて対象とするか否かを判断すること。

(3) サイバーパトロール

X（旧Twitter）及び他のSNSを検索して、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(4) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 児童と思料される者による書き込み

(ア) 児童と誘引者が対面する類型の書き込み

児童買春や対価交際等の相手方を求めていると認められるもの、家出を企図する児童が宿泊先の提供を求めていると認められるものなど、児童と誘引者が対面した上、性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

(イ) 児童と誘引者が対面しない類型の書き込み

児童ポルノ画像や着用済み下着の販売等、児童と誘引者が対面するとはないものの、当該書き込みに起因して性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者による書き込み

誘引者による児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

ウ 地域性

書き込み内容から、該当都道府県警察の管轄区域内の地域性を有することが明白な書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

(5) 注意喚起・警告の実施

ア 対象とする書き込みについては、速やかに、当該書き込みに対して、都道府県警察が保有するアカウントを活用し、注意喚起・警告用の投稿文を返信の上、注意喚起・警告用の画像を貼付すること。

イ 投稿文の返信に当たっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いての投稿は行わないこと。

(6) 事件化の検討

明らかに違法な書き込みを発見した際は、速やかな注意喚起・警告を実施するとともに、積極的に早期の事件化を検討すること。

(7) 違法情報・有害情報の削除依頼等の実施

注意喚起・警告に加え、事件捜査に支障がない場合は、児童の性被害等につながるおそれのある書き込みに対する削除依頼等を行うこと。

2 ボランティア等と連携した効率的なサイバーパトロールの実施

本活動に当たっては、例えば対象とする書き込みの発見と警察への通報を少年警察学生ボランティアを始め大学生ボランティアに依頼するなど、効率的な実施に努めること。

3 注意喚起・警告活動実施中に児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合の措置

注意喚起・警告活動中に、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込みや自殺予告事案等の児童の安全を早急に確認する必要が認められる書き込みを発見した場合は、関係部門と連携して運営事業者に緊急開示要請等の調査を行うとともに、関係通達等に基づいて人命保護のための緊急の対処を開始すること。

4 その他

SNSの利用に当たっては、各都道府県警察における情報セキュリティに係る規定において定められる、約款による外部サービスの取扱いに係る規定を遵守の上、適切な運用に努めること。

5 報告要領

各月の実施状況については、別記様式により、翌月15日（同日が閉序日となる場合は閉序日の翌日）までに、下記担当者宛に報告すること。